

文章を読む7

ここまでの復習です。なお使用した資料は「御預米置場蔵拝借金願書」(県立中央図書館蔵「静岡市史編さん資料」 歴史文化情報センター請求番号 01023-2-4)です。

為忍以書付奉願上候
 一 門家様以門氣家名相傳は其如く極難有
 仕合甚高然度前支申上り通致候後
 引續法之も由き月美事乃而兼難候
 至極候日 印時前柄も未支申上りも忍入
 為九百平
 門氣忍以以書付奉願上候

文の大意は、「御家様」のお陰で家名が相続でき、ありがとございます。類焼後、諸物価が高いので、諸事行き届かず
 各々大変難儀していますので、時節柄も弁えずお願ひするの恐れ入りますが、なにとぞ御米入置場の手当金について、(先
 番の方のようにお聞き入れますようお願ひ申上げます)、という意味です。() 内は次回以降の分です。